

# 自動車特定整備事業の認証申請の案内

(分解整備のみを行う事業場向け※)



北陸信越運輸局 長野運輸支局検査整備保安部門

※電子制御装置整備のみを行う事業場は、「自動車特定整備事業の認証申請の案内（電子制御装置整備のみを行う事業場向け）」を参照。

分解整備と電子制御装置整備を併せて行う事業場は、「自動車特定整備事業の認証申請の案内（分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場向け）」を参照。

# 認 証 申 請 案 内

## 1. 自動車特定整備事業の認証制度

- (1) 自動車特定整備事業は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の特定整備を行う事業です。

【道路運送車両法（以下、「法」という。）第77条】

- (2) 「特定整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う整備又は改造、自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造、かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造※です。また、特定整備は、「分解整備」（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う整備又は改造）と「電子制御装置整備」（自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造、かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造※）に区分されます。

※「かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造」とは、運行補助装置（保安基準が適用された自動命令型操舵機能及び衝突被害軽減制動制御装置のセンサー（センサーからの情報を処理するための電子計算機、センサーが取り付けられた車体前部や窓ガラスを含む。）の取り外し、取付位置、取付角度の変更や機能調整を行う整備又は改造をいいます。

【法第49条・道路運送車両法施行規則（以下、「施行規則」という。）第3条】

- (3) 自動車の特定整備を行うには、自動車の構造、装置に関する高度な知識並びに整備をするための設備及び技術が必要です。また、特定整備を適切に行うことが自動車の安全確保及び公害防止の一翼を担っています。したがって、自動車の特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を取得しなければならないという認証制度が設けられています。

## 2. 認証基準の概要

- (1) 自動車特定整備事業の種類は、次に掲げるものとなります。【法第78条】

### 1. 普通自動車特定整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・ 普通自動車（大型） 普通自動車のうち、車両総重量8 t 以上、最大積載量5 t 以上又は乗車定員が30人以上
- ・ 普通自動車（中型） 普通自動車のうち、最大積載量2 t 超又は乗車定員11人以上であって普通自動車（大型）以外のもの
- ・ 普通自動車（小型） 普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの又は特種の用途に供するものであって普通自動車（大型、中型）以外
- ・ 普通自動車（乗用） 普通自動車のうち普通自動車（大型、中型、小型）以外
- ・ 小型四輪自動車

### 2. 小型自動車特定整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・ 小型四輪自動車

- ・ 小型三輪自動車
  - ・ 小型二輪自動車
  - ・ 軽自動車
3. 軽自動車特定整備事業の対象とする自動車の範囲
- ・ 軽自動車

(2) 認証は対象とする自動車の種類のほか、整備及び装置の種類並びに業務の範囲を限定して受けることができます。なお、大型特殊自動車及び小型二輪自動車は、電子制御装置整備の対象ではありません。【施行規則第57条】

分解整備	(1) 原動機	エンジン
	(2) 動力伝達装置	クラッチ（二輪は除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト、ディファレンシャル
	(3) 走行装置	フロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く）リア・アクスル・シャフト（二輪車は除く）
	(4) 操縦装置	ギヤ・ボックス、リンク装置の連結部、かじ取りホーク
	(5) 制動装置	マスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置 ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪は除く） ディスク・キャリパ、ブレーキ・シュー（二輪に限る）
	(6) 緩衝装置	シャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く）
	(7) 連結装置	ルネット・アイ、ピントル・フック、その他連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カプラを除く）
電子制御装置整備	(8) 運行補助装置	自動命令型操舵機能及び衝突被害軽減制動制御装置のセンサー、センサーからの情報を処理するための電子計算機、センサーが取り付けられた車体前部や窓ガラス
	(9) 自動運行装置	自動運転車の自動運行装置

### 3. 分解整備のみを行う自動車特定整備事業の認証基準

主な基準としては、人員、工場面積、作業機械等であり、申請者が後述する欠格事項に該当していないこととなっています。

#### (1) 人員に関する基準

##### ① 整備主任者の選任

【法第91条の3・施行規則第62条の2の2】  
事業場ごとに整備主任者を選任することが必要です。（事業者自ら整備主任者となる場合も含む。）

#### — [整備主任者の資格要件] —

当該事業場の従業員であって、一級又は二級自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする分解整備を行う場合は二級シヤシを除く）に合格した者。

##### ② 従業員の確保【法第80条・施行規則第57条】

事業場には、2人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

③整備士の保有数【法第80条・施行規則第57条】

従業員のうち、少なくとも1人の①に該当する整備主任者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員数の数を4で除して得た数（その数が1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

[整備士の保有数]		整備士数
自動車特定整備に従事する従業員数		
2人から	4人	1人以上
5人から	8人	2人以上
9人から	12人	3人以上
:	:	:

(2) 屋内作業場等の基準【法第80条・施行規則第57条】

対象とする自動車及び対象とする装置の種類ごとに屋内作業場及び車両置場の規模の基準が規定されています。[別添1]

[注意]
○車両整備作業場及び点検作業場の天井の 高さは、対象とする自動車の特定整備又は点検を実施するのに十分であること。
○屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

(3) 作業機械等に関する基準【法第80条・施行規則第57条】

対象とする自動車及び対象とする装置の種類により定められた作業機械等を備えなければなりません。[別添2]

[注意]
検車装置はピット、検車台、オート・リフト等を言い、ガレージ・ジャッキは検車装置としては認められません。

(4) 申請者の欠格事項【法第80条】

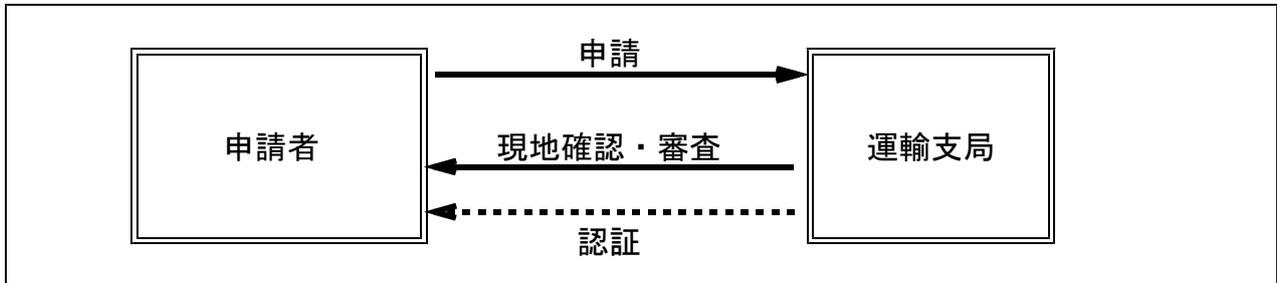
申請者が次に該当してはいけません。

道路運送車両法第80条1項
二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。
イ 一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
ロ 第93条に規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該認証を取消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものも含む。二において同じ。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であってその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの
ニ 法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

## 4. 認証の申請手順等

- (1) 申請書等は、別紙（認証関係申請（届出）添付資料等一覧表）を参考に該当する関係書類を作成し、運輸支局へ提出して下さい。
- (2) 提出部数は1部ですが、申請者控えが必要な場合は2部用意して下さい。
- (3) 申請書類を受付し、書類審査後に現地確認・審査を行います。

【法第79条・施行規則第66条】



### (4) 提出書類【法第79条】

- ①自動車特定整備事業の認証新規申請書
- ②申請者を特定できる書面（申請者が法人にあっては登記簿謄本等、申請者が個人にあっては住民票等）
- ③事業場の所在地を証する書面（土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証等）
- ④整備主任者（選任・変更）届出書
- ⑤1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面
- ⑥作業場等平面図
- ⑦CO・HC測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を対象とする場合）
- ⑧その他、必要と認められる書類

## 5. 関係法令

土地・建物を自動車整備工場として使用する場合には、建築基準法及び消防法その他関係法令により制限等の基準が定められていますので注意が必要です。最寄りの関係行政機関へ相談するなどして下さい。

